

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊国分駐屯地
第 3 6 4 会計隊長 村上 暢貴

下記のとおり一般競争入札を実施するので、入札心得及び契約条項等承知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

A：令和 8 年度福山演習場等で使用する電気（低圧）

B：令和 8 年度佐多射撃場で使用する電気（低圧）

(2) 規格及び予定数量：仕様書のとおり

(3) 履行場所

A：鹿児島県霧島市福山町字御前水、鹿児島県霧島市国分川原字小土手

B：陸上自衛隊国分駐屯地佐多射撃場（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚字松橋）

(4) 履行期間：令和 8 年 4 月 1 日（月）0 時 0 0 分～令和 9 年 3 月 3 1 日（月）2 4 時 0 0 分

2 入札の方法

入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額）及び使用電力量に対する単価（季節・時間帯別等の区分による複数の単価を記載しても可）を記載すること。（小数点第 2 位までとする。）落札決定は、A、B グループ別を実施する。また、各グループの仕様書で提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した予定総価（年間の予定電力料金であり、整数とする。）で判断するので、当該予定総価を上記の単価と併せて記載すること。

なお、入札書はグループごとに作成し、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜き金額を入札書に記載すること。（入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。）

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の「D」等級以上であること。
- (4) 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない

4 公告の掲示場所：西部方面隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>) 及び国分駐屯地会計隊契約班

5 説明会の場所及び日時：実施しない

6 入札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和8年2月27日（金）14時00分
- (2) 場 所：陸上自衛隊国分駐屯地 第364会計隊入札室

7 落札決定方法

- (1) A、Bグループ別単価（総価）で決定（消費税抜き）とする。
- (2) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この際、入札書に記載された年間の予定総価をもって判断する。
また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係のない職員により抽選を実施する。予定総価が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。
- (3) 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。

8 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除
ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額に基本料金を加算し多額の100分の10に相当する額を違約金として徴収する。

9 入札の無効

- (1) 第3項に示す入札資格のない者が入札した場合
- (2) 入札に関する条件に違反して入札した場合
- (3) 入札金額が明瞭でない場合
- (4) 入札者が誰であるか認識し難い場合
- (5) 下記の期日までに特定電源割当証明書等を提出しなかった者の入札

- (6) 入札開始時まで契約担当官へ到着しなかった郵便入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合

10 契約書等の作成

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく、契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項
「物品売買契約条項」，「単価契約に関する特約条項」，「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

11 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。
- (2) 電報・電話・FAX等の入札は認めない。尚、再度入札を実施する場合は別示とする。
- (3) 代理人を持って入札に参加させる場合は、委任状を提出すること。
- (4) 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取り消しをすることが出来ない。
- (5) 入札に参加する者は、資格審査結果通知書の写しを令和8年2月26日(木)までに提出すること。
(FAX, メール可)
- (6) 市場価格調査書については、令和8年2月26日(木)13時までに提出すること。(FAX, メール可)
- (7) 持参又は郵便により入札に参加する場合は、送付用封筒に必ず「(入札日時及び入札件名入札書在中)」と記載をし、令和8年2月27日(金)13時までに必着するように「書留」で郵送すること。
また項目12に示す問い合わせ先まで送付済みの旨連絡をすること。
- (8) 入札当日に(郵便入札があった場合)不調となった再度入札については、後日通知する。

12 入札に関する事項の問い合わせ先

〒899-4392

鹿児島県霧島市国分福島2丁目4番14号

陸上自衛隊国分駐屯地

(1) 入札に関する事項

陸上自衛隊国分駐屯地 第364会計隊契約班 渡邊

TEL 0995-46-0350 (内線) 635

FAX 0995-46-4076

(2) 仕様書に関する事項

陸上自衛隊国分駐屯地 業務隊管理科受電所 大保

TEL 0995-46-0350 (内線) 306

以上

令和8年度福山演習場等で使用する電気
(低圧)

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財	営繕	施設管理	作成者
							
陸上自衛隊国分駐屯地業務隊					令和8年1月29日		

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 令和8年度福山演習場等で使用する電気（低圧）
- (2) 需 要 場 所 別紙第1のとおり
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

2 仕 様

- (1) 電気方式、標準電圧、周波数等 別紙第1のとおり
- (2) 契約電力、予定電力使用量
 - ア 契約電力 別紙第1のとおり
 - イ 予定電力使用量 別紙第1のとおり月別の予定電力使用量は別紙第2のとおり。
- (3) 使 用 期 間
 - 自 令和8年4月検針日
 - 至 令和9年4月検針日前日
- (4) 電力量の検針 別紙第1のとおり
- (5) 需給地点
電線路又は引込線と各国分駐屯地施設の接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
上記需給地点に同じ。

3 その他

- (1) 力率は、契約期間中100%を保持する予定
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 力率の変動及びその他の要因による電気料金の調整並びに仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件及び特定規模需要選択供給条件による。尚、入札価格の算定にあつては、力率100%とし、燃料調整費額及び再エネ賦課金並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次の通りとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

オ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

- (5) 電力量の検針（検針日）は、九州地区の一般電気事業者が定める電気供給条件に従うものとする。

1. 概要

(1)	需 要 場 所	福山演習場 鹿児島県霧島市福山町字御前水
	供給地点特定番号	09-0000-0142-8981-0000-0000
	供給電気方式	単相3線式 200V/100V 60Hz
	契約電力	50A
	予定電力使用量	7, 200 kWh (月別の予定電力使用量は別紙第2による)
	電力量の検針	自動検針装置 有
	電力会社の検針方法	遠隔自動検針
(2)	需 要 場 所	国分射撃場 鹿児島県霧島市国分川原字小土手
	供給地点特定番号	09-0000-0142-8781-0000-0000
	供給電気方式	単相3線式 200V/100V 60Hz
	契約電力	17 kVA
	予定電力使用量	15, 400 kWh (月別の予定電力使用量は別紙第2による)
	電力量の検針	自動検針装置 有
	電力会社の検針方法	遠隔自動検針
(3)	需 要 場 所	国分射撃場 鹿児島県霧島市国分川原字小土手
	供給地点特定番号	09-0000-0142-8881-0000-0000
	供給電気方式	三相3線式 200V 60Hz
	契約電力	8 kW
	予定電力使用量	1, 640 kWh (月別の予定電力使用量は別紙第2による)
	電力量の検針	自動検針装置 有
	電力会社の検針方法	遠隔自動検針

月別予定使用電力量
(令和8年 4 月～令和9年 3 月)

1. 福山演習場 (電灯・50A)

項 目 月	総 使 用 電 力 量 (キロワット時)	120kWhまで (キロワット時)	300kWhまで (キロワット時)	300kWh超過 (キロワット時)
4	600	120	180	300
5	700	120	180	400
6	600	120	180	300
7	600	120	180	300
8	600	120	180	300
9	600	120	180	300
10	500	120	180	200
11	600	120	180	300
12	600	120	180	300
1	600	120	180	300
2	600	120	180	300
3	600	120	180	300
合計	7, 200	1, 440	2, 160	3, 600

月別予定使用電力量
(令和8年4月～令和9年3月)

2. 国分射撃場（電灯・17kVA）

項 目 月	総 使 用 電 力 量 (キロワット時)	120kWhまで (キロワット時)	300kWhまで (キロワット時)	300kWh超過 (キロワット時)
4	1,200	120	180	900
5	1,200	120	180	900
6	1,400	120	180	1,100
7	1,400	120	180	1,100
8	1,400	120	180	1,100
9	1,400	120	180	1,100
10	1,400	120	180	1,100
11	1,000	120	180	700
12	1,400	120	180	1,100
1	1,200	120	180	900
2	1,200	120	180	900
3	1,200	120	180	900
合計	15,400	1,440	2,160	11,800

3. 国分射撃場（動力・8kW）

項 目 月	総 使 用 電 力 量 (キロワット時)	120kWhまで (キロワット時)	300kWhまで (キロワット時)	300kWh超過 (キロワット時)
4	120			
5	120			
6	180			
7	120			
8	120			
9	100			
10	120			
11	190			
12	180			
1	130			
2	130			
3	130			
合計	1,640			

令和8年度佐多射撃場で使用する電気 (低圧)

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財	営繕	施設管理	作成者
							
陸上自衛隊国分駐屯地業務隊					令和8年1月29日		

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 令和8年度佐多射撃場で使用する電気（低圧）
- (2) 需 要 場 所 別紙第1のとおり
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

2 仕 様

- (1) 電気方式、標準電圧、周波数等 別紙第1のとおり
- (2) 契約電力、予定電力使用量
 - ア 契約電力 別紙第1のとおり
 - イ 予定電力使用量 別紙第1のとおり月別の予定電力使用量は別紙第2のとおり。
- (3) 使 用 期 間
 - 自 令和8年4月検針日
 - 至 令和9年4月検針日前日
- (4) 電力量の検針 別紙第1のとおり
- (5) 需給地点
電線路又は引込線と各国分駐屯地施設の接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
上記需給地点に同じ。

3 その他

- (1) 力率は、契約期間中100%を保持する予定
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 力率の変動及びその他の要因による電気料金の調整並びに仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件及び特定規模需要選択供給条件による。尚、入札価格の算定にあつては、力率100%とし、燃料調整費額及び再エネ賦課金並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次の通りとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

オ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(5) 電力量の検針（検針日）は、九州地区の一般電気事業者が定める電気供給条件に従うものとする。

1. 概要及び仕様

(1)	需 要 場 所	佐多射撃場・給水所 鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚字松橋
	供給地点特定番号	09-0000-0469-3781-0000-0000
	供 給 電 気 方 式	単相2線式 100V 60Hz
	契 約 電 力	20A
	予 定 電 力 使 用 量	2, 650 kWh (月別の予定電力使用量は別紙第2による)
	電 力 量 の 検 針	自動検針装置 無
	電力会社の検針方法	目視検針
(2)	需 要 場 所	佐多射撃場・給水所 鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚字松橋
	供給地点特定番号	09-0000-0469-3881-0000-0000
	供 給 電 気 方 式	三相3線式 200V 60Hz
	契 約 電 力	6kW
	予 定 電 力 使 用 量	10, 800 kWh (月別の予定電力使用量は別紙第2による)
	電 力 量 の 検 針	自動検針装置 有
	電力会社の検針方法	遠隔自動検針
(3)	需 要 場 所	佐多射撃場・指揮所 鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚字松橋
	供給地点特定番号	09-0000-0469-3581-0000-0000
	供 給 電 気 方 式	単相2線式 100V 60Hz
	契 約 電 力	20A
	予 定 電 力 使 用 量	310 kWh (月別の予定電力使用量は別紙第2による)
	電 力 量 の 検 針	自動検針装置 有
	電力会社の検針方法	遠隔自動検針

(4)	需 要 場 所	佐多射撃場・給油所
		鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚字松橋
	供給地点特定番号	09-0000-0469-3381-0000-0000
	供 給 電 気 方 式	単相2線式 100V 60Hz
	契 約 電 力	20A
	予 定 電 力 使 用 量	40 kWh (月別の予定電力使用量は別紙第2による)
	電 力 量 の 検 針	自動検針装置 有
	電力会社の検針方法	遠隔自動検針
(5)	需 要 場 所	佐多射撃場・警衛所
		鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚字松橋
	供給地点特定番号	09-0000-0469-3481-0000-0000
	供 給 電 気 方 式	単相2線式 100V 60Hz
	契 約 電 力	30A
	予 定 電 力 使 用 量	2, 100 kWh (月別の予定電力使用量は別紙第2による)
	電 力 量 の 検 針	自動検針装置 有
	電力会社の検針方法	遠隔自動検針
(6)	需 要 場 所	佐多射撃場・器材置場
		鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚字松橋
	供給地点特定番号	09-0000-0469-3681-0000-0000
	供 給 電 気 方 式	単相3線式 200V/100V 60Hz
	契 約 電 力	60A
	予 定 電 力 使 用 量	1, 500 kWh (月別の予定電力使用量は別紙第2による)
	電 力 量 の 検 針	自動検針装置 有
	電力会社の検針方法	遠隔自動検針

月別予定使用電力量
(令和8年4月～令和9年3月)

1. 佐多射撃場・給水所（電灯・20A）

項 目 月	総 使 用 電 力 量 (キロワット時)	120kWhまで (キロワット時)	300kWhまで (キロワット時)	300kWh超過 (キロワット時)
4	120	120	0	0
5	200	120	80	0
6	200	120	80	0
7	400	120	180	100
8	400	120	180	100
9	400	120	180	100
10	300	120	180	0
11	120	120	0	0
12	150	120	30	0
1	120	120	0	0
2	120	120	0	0
3	120	120	0	0
合計	2,650	1,440	910	300

2. 佐多射撃場・給水所（動力・6kW）

項 目 月	総 使 用 電 力 量 (キロワット時)	120kWhまで (キロワット時)	300kWhまで (キロワット時)	300kWh超過 (キロワット時)
4	900			
5	900			
6	900			
7	900			
8	900			
9	900			
10	900			
11	900			
12	900			
1	900			
2	900			
3	900			
合計	10,800			

月別予定使用電力量

(令和8年4月～令和9年3月)

3. 佐多射撃場・指揮所（電灯・20A）

項 目 月	総 使 用 電 力 量 (キロワット時)	120kWhまで (キロワット時)	300kWhまで (キロワット時)	300kWh超過 (キロワット時)
4	0	0	0	0
5	40	40	0	0
6	70	70	0	0
7	80	80	0	0
8	100	100	0	0
9	20	20	0	0
10	0	0	0	0
11	0	0	0	0
12	0	0	0	0
1	0	0	0	0
2	0	0	0	0
3	0	0	0	0
合計	310	310	0	0

4. 佐多射撃場・給油所（電灯・20A）

項 目 月	総 使 用 電 力 量 (キロワット時)	120kWhまで (キロワット時)	300kWhまで (キロワット時)	300kWh超過 (キロワット時)
4	0	0	0	0
5	5	5	0	0
6	10	10	0	0
7	10	10	0	0
8	10	10	0	0
9	5	5	0	0
10	0	0	0	0
11	0	0	0	0
12	0	0	0	0
1	0	0	0	0
2	0	0	0	0
3	0	0	0	0
合計	40	40	0	0

月別予定使用電力量

(令和8年4月～令和9年3月)

5. 佐多射撃場・警衛所（電灯・30A）

項 目 月	総 使 用 電 力 量 (キロワット時)	120kWhまで (キロワット時)	300kWhまで (キロワット時)	300kWh超過 (キロワット時)
4	50	50	0	0
5	200	120	80	0
6	400	120	180	100
7	550	120	180	250
8	700	120	180	400
9	200	120	80	0
10	0	0	0	0
11	0	0	0	0
12	0	0	0	0
1	0	0	0	0
2	0	0	0	0
3	0	0	0	0
合計	2,100	650	700	750

6. 佐多射撃場・器材置場（電灯・60A）

項 目 月	総 使 用 電 力 量 (キロワット時)	120kWhまで (キロワット時)	300kWhまで (キロワット時)	300kWh超過 (キロワット時)
4	50	50	0	0
5	200	120	80	0
6	200	120	80	0
7	250	120	130	0
8	500	120	180	200
9	300	120	180	0
10	0	0	0	0
11	0	0	0	0
12	0	0	0	0
1	0	0	0	0
2	0	0	0	0
3	0	0	0	0
合計	1,500	650	650	200